

補助金調書

補助金名	福岡市救急病院協会事業補助金			担当課 (連絡先)	保健医療局健康医療部地域医療課 (TEL 711-4264)	
交付先	団体	福岡市救急病院協会		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助金は、福岡市における救急医療体制の促進、市民の健康管理に寄与することを目的に、救急病院協会が実施する関係機関相互の協力・連携体制の構築、並びに救急医療従事者等への専門的かつ高度な研修・訓練等の事業に対して補助を行うものであり、同等の事業を行う団体は他にないため。					
補助開始年度	昭和42	年度	経過年数	58	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	福岡市における救急医療体制の促進、市民の健康管理に寄与することを目的とする。 (1)救急医療関係機関との連携・相互協力に関する事業 (2)救急医療業務に従事する者に対する教育及び訓練に関する事業 (3)救急医療の調査研究に関する事業 (4)救急医療に関する広報・啓発に関する事業 (5)その他救急病院協会の目的達成に必要な事業					
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	3	回	
終期を延長する理由	福岡市救急病院協会は、関係機関相互の協力・連携体制の構築、並びに救急医療従事者等への専門的かつ高度な研修・訓練等を行うことで、福岡市の救急医療体制の確立に大きく貢献している。現状において、補助金以外のより効果の高い支出方法はなく、今後も事業の推進に必要な経費を補助することにより効果が十分に期待できるため、公益上補助が必要であると判断し、終期を延長するもの。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 上記補助対象事業にかかる人件費、広報費、報償費、旅費・交通費、使用料及び借損料、消耗品費、印刷製本代、器具修理費、役務費、保険料、通信費、委託費、備品費、負担金、食糧費のうち、市の予算の範囲内において市長が定める額				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度		前々年度		前々々年度
	件	(1)	件	1	件	1
	10,330 千円	(10,330) 千円		10,330 千円		10,330 千円
前年度補助事業 の主な実施概要	年間を通して、休日の救急病院を指定し、市民に広報することで診療体制の充実を図った。救急医療従事者等を対象として、心電図研修、防災研修、ICLS研修等を実施した。また、市民を対象に、心肺蘇生法訓練人形やAEDトレーナー等の教育訓練資器材の貸し出しを行い、応急手当の普及啓発に努めた。					
補助金交付 による効果	救急病院及び同診療所の救急医療に関する能力の向上、相互の協力体制の保持、並びに救急隊をはじめとする関係機関との連携により、急傷病者への医療の確保や充実が図られている。また、教育訓練資器材の貸し出し等を通して、市民の応急手当知識の普及向上に貢献している。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。